

「北海道文化振興条例」の点検・検討について

1 趣旨

北海道文化振興条例附則第3項の規定に基づき、前回(令和元年度)の点検・検討から5年を経過したことから、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行状況等について、点検・検討し、その結果に基づき必要な措置を講じる。

2 点検の視点

「条例の見直しに係る基本方針について（平成20年7月1日総務部長決定）」に定める次の視点に基づき、本条例の点検を行う。

1 必要性	・ 条例が対応しようとしていた課題は、現在においても、条例により対応しなければならない課題であるか、また、道が対応すべき課題であるか ・ 規制のあり方が現在の社会情勢の下で必要以上のものになっていないか ・ 関係法令の改正等によって、不要となった規定はないか
2 効果	・ 条例の目的を達成するために、現時点においても、条例の規定が効率的に機能し、十分な効果を挙げているか
3 基本方針との適合性	・ 条例の内容が、道政の長期的な基本方針（新・北海道総合計画等）に適合したものになっているか
4 適法性	・ 条例の内容が法令の範囲内であるか
5 規定の適正化	・ 社会情勢の変化に伴い適切でなくなった表現はないか ・ 条例の規定が分かりやすく、かつ、整理されたものとなっているか

3 文化振興に関する社会経済情勢の変化等

(1) 国の動向

- 令和元年5月 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）の施行
- 令和2年5月 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）の施行
- 令和2年7月 民族共生象徴空間「ウポポイ」の開業
- 令和5年3月 「文化芸術推進基本計画（第2期）」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の策定

(2) 道内の動向

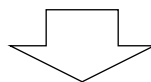
- 令和2年8月 「北海道文化財保存活用大綱」の策定
- 令和3年3月 「北海道アイヌ政策推進方策」、「第6期北海道障がい福祉計画」、「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」、「北海道 Society5.0 構想」の策定
- 令和3年7月 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録
- 令和5年3月 「北海道文化振興指針」の改定、「北海道における縄文世界遺産の拠点機能のあり方」の策定

(3) 社会環境の変化

- ・ 人口減少、少子高齢化の進行
- ・ グローバル化の進展
- ・ 情報通信技術の急速な発展
- ・ SDGsの達成に向けた取組の推進
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響

点検・検討結果

1 必要性	<p>先人たちの遺した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢をすべての人が享受することのできる生活文化圏を築いていくことは、現在においても目指すべき姿であり、<u>条例に基づき、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を果たしていく必要がある。</u></p>
2 効果	<p>民間団体等及び市町村に対する援助等を着実に実施するとともに、条例の規定により策定した「北海道文化振興指針」に基づき、文化振興施策を総合的に推進してきている。</p> <p>昨年3月には社会経済情勢の変化等に対応するため指針の改正を行っており、<u>現行規定の活用により、十分な効果を挙げていくことができる</u>と認められる。</p>
3 基本方針との適合性	<p>条例の規定により策定した「北海道文化振興指針」は、北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定している。</p> <p>本年7月に策定された現行の北海道総合計画でも、政策の方向性として「ふるさとの歴史・文化の継承と発展、活用」を掲げており、<u>本条例の内容と適合している</u>と認められる。</p>
4 適法性	<p>関連法（文化芸術基本法、アイヌ施策推進法、文化観光推進法等）に抵触する内容はないため、<u>改正すべき事項はない。</u></p>
5 規定の適正化	<p>経年に伴う不適切な表現や規定の運用に当たり解釈に疑義が生じることはなく、また、引用法令が存在しないため改正漏れ等もないことから<u>改正すべき事項はない。</u></p>



社会経済情勢等の変化を勘案し、条例の施行状況等について検討した結果、今後も現行の規定に基づいて文化振興施策を推進していくことが適当と考えられることから、特段の措置は講じない。

北海道文化振興条例（平成6年北海道条例第31号）の概要

前文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化振興施策に関して条例を制定する背景や道の姿勢などを明らかにする。 ・ 文化に関する権利と責務の存在を宣言する。
第1章 総則	
1 趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化の振興に関する道の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する道の施策の基本となる事項を定める。
2 道の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化振興施策の体系を明らかにし、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。 ・ 道が実施する施策に文化の振興を図る視点を取り入れるよう努める。
3 施策における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化振興施策の推進に当たっては、文化の担い手が道民であることを認識し、道民の文化活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮しなければならない。
4 市町村との連携協力等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における文化の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町村との連携協力を努める。 ・ 文化振興施策の効果的な推進を図るため、市町村が実施する文化の振興に関する施策との調整に努める。
5 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4章に定めるもののほか、文化振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
第2章 文化振興指針	
6 文化振興指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化振興施策の基本となる指針を定める。 ・ 指針は次に掲げる事項について定める。 <ol style="list-style-type: none"> ① 道民の文化活動の促進 ② 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充 ③ 文化活動を担う人材の育成 ④ 文化交流の促進 ⑤ 文化環境の整備及び充実 ⑥ 歴史的文化遺産の保存及び活用 ⑦ 文化性に配慮したまちづくりの推進 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要事項 ・ 指針は、北海道文化審議会の意見を聴いて定めなければならない。 ・ 指針は、その要旨を公表しなければならない。 ・ 前2項の規定は指針の変更について準用する。
第3章 民間団体等及び市町村に対する援助等	
7 民間団体等及び市町村に対する援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間団体等が行う文化活動を促進し、及び市町村による文化の振興に関する施策の円滑な実施を促進するため、当該民間団体等及び市町村に対し必要な助言、助成その他の援助を行うよう努める。
8 民間団体等の支援活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道民の文化活動に対する民間団体等の支援活動の重要性にかんがみ、その支援活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。
9 顕 彰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に努める。 ・ 前項の顕彰を実施する場合において、特に重要な顕彰に係る授賞候補者の選考については、北海道文化審議会の意見を聴かななければならない。
第4章 北海道文化基金	
10～16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道民の文化活動の促進に関する事業その他の北海道における文化の振興を図るために必要な事業費の財源に充てるため、北海道文化基金を設置することなどを規定する。
第5章 北海道文化審議会	
17 設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道における文化の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道文化審議会を置く。
18～23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会は指針に関する事項のほか、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項を調査審議することなどを規定する。
附則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例は平成6年6月1日から施行する。 ・ 平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。